



浜松市結婚新生活支援事業補助金 申請の手引き

浜松市は、新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートに係る費用を補助します。申請する場合は、この手引きをよくお読みいただき、申請に必要な書類を提出してください。なお、申請される際は、事前に電話にてご予約をお願いします。

補助の対象となる世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が、補助の対象です。

- ☑ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ☑ **夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下**
- ☑ **令和3年分の世帯の所得が400万円未満**
 - ※ 令和4年度の課税（所得）証明書により確認します。
 - ※ 離職者がいる場合は、所得なしとして、夫婦の所得を算出します。
 - ※ 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯の所得から年間返済額を控除します。
 - ※ 世帯所得についての詳細は、P3をご確認ください。
- ☑ 申請時における夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所にある
- ☑ 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思がある
- ☑ 夫婦の一方または双方が、過去に同類の補助金の交付を受けていない
- ☑ 夫婦ともに市税を完納している

補助の対象となる経費

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支払った以下の費用が対象です。

新居の住宅費	住宅取得費用 婚姻に伴う建物の購入費のみが対象です。 売買契約書、工事請負契約書等により契約内容を確認します。 ※ 婚姻前の住宅取得については、婚姻日から起算して1年以内取得したものに限りです。 ※ 住宅取得費用に付随して発生する以下の費用は、補助対象外です。 <ul style="list-style-type: none">・ 土地購入代・ 住宅ローン手数料
--------	--





新居の住宅費	<p>リフォーム費用</p> <p>婚姻に伴う住宅のリフォーム費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象です。</p> <p>工事請負契約書または請書により契約内容を確認します。</p> <p>※ 婚姻前に実施したリフォームについては、婚姻日から起算して1年以内に契約したものに限りです。</p> <p>※ リフォーム費用のうち、以下の費用は補助対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 倉庫、車庫に係る工事費用・ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用・ エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用
新居の住宅費	<p>住宅賃借費用</p> <p>婚姻に伴う住宅賃借に係る以下の費用が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 賃料・ 敷金・ 礼金・ 共益費・ 仲介手数料 <p>※ 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当に相当する額を、補助対象となる費用から控除します。</p> <p>勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等により、手当支給額を確認させていただきます。</p> <p>※ 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は、支援額に相当する額を、補助対象となる費用から控除します。</p> <p>※ 住宅賃借費用に付随して発生する以下の費用は、補助対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 駐車場代・ 物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代・ 更新手数料・ 光熱水費・ 設備購入代・ 火災保険料、家財保険料・ 契約一時金、保証金
新居への引越費用	<p>引越費用</p> <p>引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象です。</p> <p>引越業者や運送業者発行の領収書によって引越費用であることが確認できない費用は補助の対象外です。</p>





	(例：不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用 等)
--	---

補助上限額

- 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 30万円

世帯の所得について

令和3年分（令和3年1月1日～令和3年12月31日）の世帯の所得は、令和4年度の課税（所得）証明書により確認します。

所得は、所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出した額の夫婦合算によります。個人に複数の所得がある場合（例：給与収入と一時所得等）は、これらを合算します。

《給与所得者の場合》

1年間の給与等の収入金額 － 給与所得控除額

《自営業者の場合》

1年間の売上金額 － 必要経費

夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合

離職した方については、所得なしとして、夫婦の所得を算出します。

該当する方は、無職であることが確認できる離職票や退職証明書等の写しを提出してください。

貸与型奨学金の返済を現に行っている場合

所得証明書をもとに算出した世帯の所得から、貸与型奨学金※の年間返済額を控除します。

所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間です。

※ 公的団体または民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいいます。

申請期間

令和4年7月1日（金）午前8時30分 から 令和5年3月31日（金）午後5時15分 まで

※ 申請額が予算の上限に達した場合は、受付を終了することがあります。





申請方法

申請者ご本人または配偶者の方が、申請に必要な書類をそろえ、浜松市こども家庭部次世代育成課（浜松市役所 本館2階）へ提出してください。申請に必要な様式は、浜松市公式ホームページからダウンロードできるほか、次世代育成課でも配布しています。

※ 申請される際は、事前に電話にてご予約をお願いします。

浜松市こども家庭部次世代育成課 TEL053-457-2795

※ 申請条件にあてはまるか等、事前に次世代育成課へ問い合わせ・ご相談をいただけますと、手続きがスムーズです。

※ 申請手続きの際は、印鑑（書類に捺印した場合は、捺印したものと同一印鑑）をご持参ください。訂正が必要な場合、訂正印としてご使用いただけます。

申請にあたり提出していただく書類

① 申請される方全員に必ず提出していただく書類

- ☑ 浜松市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
※ 夫婦お2人の署名欄がありますのでご注意ください。
- ☑ 市税納付・納入確認同意書（様式第2号）
- ☑ 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- ☑ 婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または婚姻届受理証明書
※ コピー不可。戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は本籍地、婚姻届受理証明書は婚姻届提出地の市区町村でお取りいただけます。なお、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は、婚姻届出日から取得可能となるまで日数がかかります。（浜松市の場合は、婚姻届出日の5～10営業日よりお取りいただけます。）
- ☑ 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
※ コピー不可。住民登録のある市区町村でお取りいただけます。
- ☑ 夫及び妻の令和4年度の課税（所得）証明書
（浜松市で取得の場合は「令和4年度 市民税・県民税所得証明書」で可）
※ 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの所得の額を明らかにすることができる市区町村が発行する証明書をご提出ください。
※ 令和4年1月1日時点で住民登録のあった市区町村でお取りいただけます。
なお、証明書の名称は発行する市区町村によって異なります。
※ 未申告で所得証明書が発行できない場合は、申告を行ってから証明書の取得をお願いします。

② 令和4年1月1日時点で浜松市外に住民登録のあった方に提出していただく書類

- ☑ 令和3年度の市町村税の納税証明書（令和3年度に課税された全ての税目に関するもの）
※ 令和3年度における納税地の市区町村で発行されます。
※ 令和3年度に納税額がなかった方は、納税証明書の代わりに、令和3年度の市民税・県民税の非課税証明書をご提出ください。（令和3年1月1日時点で住民登録のあった市区町村でお取りいただけます。）





③ 離職した方に提出していただく書類

- ☑ 離職票や退職証明書等の写し
- ☑ 無職である旨の申告書（参考様式）
※ 無職である方が「氏名」「申請時において無職であること」を自ら記載したもの。

④ 貸与型奨学金の返済を行っている方に提出していただく書類

- ☑ 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
（令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間の返済額が確認できる
奨学金返還証明書等）

⑤ 住宅取得費用に係る提出書類

- ☑ 売買契約書、工事請負契約書等の写し
- ☑ 支払った金額が確認できる領収書等の写し
※ 支払者の氏名、金額、支払内容、支払日、支払先が明記されているもの。
- ☑ 引き渡し証明書等の写し
※ 婚姻日から1年以内に住宅取得したことが確認できるもの。

⑥ リフォーム費用に係る提出書類

- ☑ 工事請負契約書または請書の写し
- ☑ 支払った金額が確認できる領収書等の写し
※ 支払者の氏名、金額、支払内容、支払日、支払先が明記されているもの。

⑦ 住宅賃借費用に係る提出書類

- ☑ 賃貸借契約書の写し
- ☑ 支払った金額が確認できる領収書等の写し
※ 支払者の氏名、金額、支払内容、支払日、支払先が明記されているもの。
- ☑ 夫及び妻の住宅手当の支給状況を証明できる書類
（住宅手当支給証明書や給与明細等）
※ 給与所得者である場合に限る

⑧ 引越費用に係る提出書類

- ☑ 支払った金額が確認できる領収書等の写し
※ 支払者の氏名、金額、支払内容、支払日、支払先が明記されているもの。





申請から補助金交付までの流れ

電話予約

申請される際は、事前に電話にてご予約をお願いします。
電話受付時間は、平日 午前8時30分 から 午後5時15分 までです。

申請書提出

申請者ご本人または配偶者の方が、浜松市こども家庭部次世代育成課
（浜松市役所 本館2階）の窓口へお越しください。
職員が、ご持参いただいた書類を確認させていただきます。

《ご持参いただくもの》

- 申請に必要な書類一式
- 印鑑（書類に捺印した場合は、捺印したものと同一印鑑）

受付時間は、平日 午前8時30分 から 午後5時15分 までです。

書類受取
審査

市が書類の審査を行います。
審査には約1か月程度お時間をいただきます。
審査の中で、書類の記載漏れ等が判明した場合、書類の再提出や追加提出を
お願いする場合があります。
その際は、申請書類に記載をしていただきました連絡先へご連絡させてい
たいただきます。

通知書発送

市の審査完了後、ご自宅へ「浜松市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知
書」を郵送させていただきます。

請求書提出

「浜松市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書」にて金額等をご確認
いただきましたら、「浜松市結婚新生活支援事業補助金請求書」を市へご提
出ください。

補助金交付

「浜松市結婚新生活支援事業補助金請求書」が市へ届き次第、振込の準備を
いたします。
「浜松市結婚新生活支援事業補助金請求書」へ記載していただいた指定口
座へ補助金を振り込みます。
振込完了までに約1か月程度お時間をいただきます。





その他注意事項

他の補助金との重複について

本補助金は、他の補助制度と重複して受けることはできません。ただし、住宅取得費用及びリフォーム費用について、補助の対象経費が異なれば、一部併用可能な補助制度があります。

補助金交付の取消し・返還について

本補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定に反した場合等は、補助金交付の決定を取り消すことがあります。交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、補助金の返還を求めます。

申請窓口・各種お問合せ

浜松市子ども家庭部次世代育成課

浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所 本館2階

TEL 053-457-2795

メール katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

